入　札　説　明　書

（（単価契約）電力の供給（中央卸売市場第一市場）他１０件）

京都市行財政局管財契約部契約課

一般競争入札の実施（令和８年１１月１７日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

⑴　件名等

件　名

ア　（単価契約）電力の供給（中央卸売市場第一市場）

イ　（単価契約）電力の供給（中央卸売市場第二市場）

ウ　（単価契約）電力の供給（北部クリーンセンター）

エ　（単価契約）電力の供給（東北部クリーンセンター）

オ　（単価契約）電力の供給（南部クリーンセンター）

カ　（単価契約）電力の供給（市庁舎（本庁舎、西庁舎、北庁舎））

キ　（単価契約）電力の供給（消防局本部庁舎）

ク　（単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校・高等学校・総合支援学校（全233校））

ケ　（単価契約）電力の供給（北区役所・本庁舎ほか16施設）

コ　（単価契約）電力の供給（美術館本館新館・別館）

サ　（単価契約）電力の供給（旧北部まち美化事務所　ほか９施設）

契約方法　単価契約

入札方式　総合評価一般競争入札

⑵　調達物品の特質、需要予定電力量等

仕様書及び「９　電力入札に関する質問回答」のとおり

⑶　公告及び入札説明書等の交付

公告の日から令和８年１２月１日（火）まで、下記アのウェブページに掲載するとともに、下記イの場所においても、無償で交付する。ただし、下記イの場所における無償配布の交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

ア　京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス

http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/ebid/anken.htm（入札執行予定（物品））

イ　交付場所

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎１階

京都市行財政局管財契約部契約課

電話　075-222-3315

⑷　契約期間

令和９年４月１日０時から令和１０年３月３１日２４時まで

（令和９年４月計量日から令和１０年４月計量日の前日まで）

⑸　納入場所

仕様書のとおり

⑹　予定価格等

予定価格等は、下表のとおりとする。なお、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

件　　名	予定価格 （円：税抜）	予定使用電力量 （ｋＷｈ）
（単価契約）電力の供給（中央卸売市場第一市場）	３８２，７７０，７００	１７，０１８，４２８
（単価契約）電力の供給（中央卸売市場第二市場）	１２４，３８６，３００	５，３９３，９６９
（単価契約）電力の供給（北部クリーンセンター）	１６２，６６４，０００	５，５３９，０００
（単価契約）電力の供給（東北部クリーンセンター）	９４，５３３，０００	１，２４２，０００
（単価契約）電力の供給（南部クリーンセンター）	８１，３８９，４００	１，２０６，０００
（単価契約）電力の供給（市庁舎（本庁舎、西庁舎、北庁舎））	７５，３９４，１００	２，６４７，２３３
（単価契約）電力の供給（消防局本部庁舎）	４６，５８４，３００	１，５１８，８３６
（単価契約）電力の供給（京都市立小学校・中学校・高等学校・総合支援学校（全233校））	１，１５５，８５０，６００	３３，８３３，３９７

（単価契約）電力の供給（北区役所・本庁舎ほか16施設）	１８３，１２２，８００	６，４３８，８３５
（単価契約）電力の供給（美術館本館新館・別館）	９１，６０６，２００	３，６１６，７６３
（単価契約）電力の供給（旧北部まち美化事務所　ほか９施設）	３８，１４５，７００	１，２９４，７７０

２　入札方法等

入札公告文に記載のとおり

３　落札者の決定方法

予定価格の範囲内で入札し、かつ、入札公告文に定める事後確認資格があると認められた者の中で、「落札者決定基準」に基づき評価し、同基準に定めるところにより落札者を決定する。

４　入札保証金及び契約保証金

免除

５　入札及び契約に関する問合せ先

１⑶イに同じ。

６　契約書の作成

契約書は、本市がこの入札説明書と共に提示する契約書に基づいて、原本２通を作成し、本市及び落札者が記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有することとする。

７　ＳＤＧｓに関する文書の提出方法

予定価格８千万円以上の物品等調達の受注者は、ＳＤＧｓをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める旨を宣言する文書（「京都市入札情報館」に掲載した様式）又は「きょうとＳＤＧｓネットワーク」を構成する制度（https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000295638.html ）で認証、認定、表彰等を受け

たことを証する認定書等の写しを下記ＵＲＬに掲載されているフォームに添付し、又は契約課への持参により、契約締結後２箇月以内に提出すること。

（「京都市入札情報館」該当ページのＵＲＬ）

https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/koukeiyaku/koukeiyaku.htm

８　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　この公告に係る入札、契約等に関する条件は、この入札説明書のほか、仕様書、及び契約書の定めるところによることとする。

９　電力入札に関する質問回答

（入札参加に関する事項）

質問１　提案書を提出した後に、入札参加を辞退することはできますか。また、辞退した場合にペナルティはありますか。

回答１　辞退は可能です。ただし、本件入札公告に定める手続により辞退してください。適正な手続による辞退についてはペナルティはありませんが、無断で入札を欠席した場合は、参加停止等の措置を行うことがあります。

質問２　総合評価落札方式による入札に参加するに当たり、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出は必要ですか。

回答２　総合評価落札方式による契約案件については、環境配慮項目についても契約案件ごとに定める落札者決定基準に基づき個別に評価を行うため、入札参加時に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する必要はありません。

なお、本案件では、提案内容を確認するための証明資料として同報告書の提出を求めますが、既に環境政策局へ提出済みの小売電気事業者については、再度提出する必要はありません。

（調達案件の基本事項に関する事項）

質問３　入札に際し、施設概要や過去の電力使用量等を教えてください。

回答３　一調達案件ごとに仕様書に施設概要等について記載がありますのでご確認をお願いします。なお、契約種別として、「ＡＳ－ＴＯＵ」など、関西電力株式会社との契約当時の料金メニューを記載しています。

質問４　【高圧及び特別高圧】各契約書第３条（契約電力）に記載される契約電力の「最大●●キロワット」の「●●」にはどの数値が記載されますか。

回答４　当該調達案件の仕様書に添付している別紙の契約電力欄の数値のうち、最大のもの又は想定される最大値のいずれかを記載します。

質問５　現在の電力供給会社から切替えするための手続きは京都市が行いますか。

回答５　現在の電力供給会社への手続きは、落札決定後に落札者が実施してください。ただし、現在の契約者として京都市から提出しなければいけない書類等がある場合は、必要な手続きについて落札者から京都市に説明し、落札者の責任で適切に切替手続きが完了できるようにしてください。

質問６　仕様書の長期継続契約の適用が「ある」とはどういう場合ですか。

回答６　検針日等の関係で、履行期間に合わせて電力供給の切替えができず、４月１日から履行開始できない、及び３月３１日付で履行終了できない施設は、契約の履行が年度を跨ぐため、長期継続契約の適用が「ある」としています。

（予定価格、入札価格、契約単価又は請求価格に関する事項）

質問７　予定価格（税抜）には何が含まれ、何が含まれていませんか。

回答７　次のものを含んでいます。（用語の意味は基本的に関西電力株式会社で用いているものです。以下同じ。）

【高圧及び特別高圧】

ア　基本料金単価（予備電力を含む場合はその料金を含む。）×契約電力 に、過去の実績を基に設定した力率割引又は力率割増を反映した額

イ　電力量料金単価 × 予定使用電力量

ウ　燃料費調整額※

エ　市場価格調整額※

※　令和８年１０月分（高圧500kW以上及び特別高圧は９月分）として関西電力株式会社が公表している単価を使用

また、次のものは予定価格に含まれていません。

・再生可能エネルギー発電促進賦課金

・国等による電気料金負担軽減措置による軽減額

・消費税及び地方消費税

質問８　入札価格は予定価格（税抜）の範囲内であればよいでしょうか。また、入札価格の内訳として質問７の回答７の構成額等を示す必要はあるのでしょうか。

回答８　入札価格は、予定価格（税抜）の範囲内である必要があります。なお、落札者の決定に当たっては、入札価格のほか、総合評価落札方式の対象案件については提案書の評価結果を含めて評価します。

また、入札時点において、質問７の回答７に示す各構成額その他の内訳を提出する必要はありません。

なお、落札者は契約締結に当たり、仕様書及び契約書に基づき、料金の算定式及び算定条件を記載した積算内訳書を提出してください。

質問９　契約単価の考え方について教えてください。

回答９　本契約は、基本料金及び電力量料金による二部料金制です。契約単価は、落札決定後に受注者が提出する積算内訳書に基づき、契約期間中適用する基本料金単価（円／kW）及び電力量料金単価（円／kWh）を契約単価とします。

なお、燃料費調整額、市場価格調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び国等による電気料金負担軽減措置による軽減額については、契約単価とは別に契約書及び仕様書に基づき加算又は減算するものとします。

質問10　支払い請求を行う場合にどのように積算すればよいですか。

回答10　積算方法は次のとおりです。

ア　基本料金単価×契約電力（必要に応じて力率割引・割増を適用）

イ　電力量料金単価×当月使用電力量

ウ　燃料費調整額（契約時に提出した算定式による。）

エ　市場価格調整額（契約時に提出した算定式による。）

オ　再生可能エネルギー発電促進賦課金

カ　国等による電気料金負担軽減額（該当する場合）

請求額は、アからオまでの合計額から、カを控除した額とします。詳細は契約書第8条及び積算内訳書によります。

質問11　再生可能エネルギー発電促進賦課金は請求時に加算すればよいでしょうか。

回答11　ご認識のとおりです。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各請求月に適用される単価に基づき請求時に加算してください。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は予定価格に含まれていないため、入札価格の積算においても考慮する必要はありません。

質問12　再生エネルギー発電促進賦課金、国等における電気料金の負担軽減策の適用は受注者が任意とすることができますか。

回答12　任意とすることはできません。再生可能エネルギー発電促進賦課金及び国等による電気料金負担軽減措置は、契約書及び仕様書に基づき必ず適用してください。

質問13　燃料費調整、再生エネルギー発電促進賦課金、国等における電気料金の負担軽減策の適用に際し、適用する単価や積算方式は受注者の任意とすることができますか。

回答13　燃料費調整単価及び市場価格調整単価については、受注者が入札時に設定し、落札決定後に提出した算定式及び算定条件（積算内訳書）を契約期間中継続して適用してください。ただし、燃料費調整単価又は市場価格調整単価を適用する場合は、それぞれ関西電力株式会社が適用する単価を超えない範囲で設定するものとします。

なお、契約期間中においても、落札決定後に提出した算定式及び算定条件を変更することはできません。

再生可能エネルギー発電促進賦課金については、受注者の供給約款等に基づき適

用してください。

　また、国等による電気料金負担軽減策が実施される場合は、当該制度に従い適用してください。

質問14　力率割引又は割増は通年で固定単価に含まれるとのことですが、予定価格算定時の力率が実際の電力使用時の力率と異なる場合、単価契約額の変更は可能でしょうか。

回答14　変更はできません。実際の平均力率が予定平均力率と異なった場合であっても、これを理由とした契約単価の変更は行いません。なお、力率割引又は力率割増は、受注者が入札時に設定した算定式及び算定条件に基づき契約期間中適用するものとします。

質問15　力率割引又は割増を設定しなくてもよろしいでしょうか。

回答15　力率割引又は割増の設定については任意です。ただし、力率割引又は力率割増を適用する場合はその算定式及び算定条件を、適用しない場合はその旨を、それぞれ積算内訳書に記載し、契約期間中継続して適用してください。

質問16　契約時に、夏季と夏季以外で異なる単価契約額を設定することは可能でしょうか。

回答16　契約締結時において各月ごとに異なる単価を設定することは可能です。

質問17　学校他施設の各単価は施設ごとに異なる単価設定も可能でしょうか。

回答17　一調達案件ごとに異なる単価設定は可能ですが、一調達案件の中に複数施設のある案件は複数施設について全て同じ単価設定としてください。

質問18　代金支払いについて、弊社は３０日以内のお支払いをお願いしております。御了承頂けますか。

回答18　適法な請求書を受理した日から３０日以内の支払いとなります。

質問19　検針後の検針結果（検針票）は、ＷＥＢでの発行となりますがよろしいでしょう

か。

回答19　差し支えありません。ただし、ＷＥＢでの発行に必要な事務手続きについては、すべて各担当課の所属長名の記名・押印で対応することを了承してください。なお、個別の仕様書において、契約電力、最大使用電力、使用電力量等のデータの提出について指示のある場合は、その内容に従ってください。

質問20　ＷＥＢ請求書（メール）での請求は可能でしょうか。

回答20　不可です。なお、請求書の提出を受けて、本市から代金の支払いを行うためには、事業者の発行する「お客様番号」が必要ですので、令和９年３月３１日までに各担当課へ必ず通知してください。

（契約変更・値上げ・約款等に関する事項）

質問21　落札決定後から履行期間満了までの期間において、旧一般電気事業者や一般送配電事業者が基本料金等の値上げ又は値下げを行った場合、単価契約額の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答21　原則として、落札決定後又は契約締結後における基本料金単価及び電力量料金単価の見直しは行いません。なお、燃料費調整額及び市場価格調整額については、受注者が入札時に設定し、落札決定後に提出した算定式及び算定条件に基づき、契約期間中加算又は減算するものとします。

質問22　「地球温暖化対策のための税」などの税の新設により料金の変更が避けがたい場合、単価契約額の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答22　原則として、契約締結後における基本料金単価及び電力量料金単価の見直しは行いません。

なお、法定によるものである場合は協議により見直しを行う場合があります。

質問23　契約書締結時に当社の電力需給約款を参照するような文言を契約書に追加したいのですが可能でしょうか。

回答23　契約書に落札者の電力需給約款を参照する文言の追加には応じられません。

質問24　各調達の仕様書の記載事項と契約書の記載事項や適用方式が重複又は異なる場合等、どちらが優先される扱いでしょうか。

回答24　契約書の記載事項を優先します。

（再生可能エネルギー電気の供給及び履行確認に関する事項）

質問25　再生可能エネルギー電気による供給を提案した場合、どの時期にどのような書類等により提案内容を証明することができますか。

回答25　契約期間中又は契約期間終了後に、本市が指定する書面により、供給した電力に係る再生可能エネルギー比率及び特定電源の割当状況を報告していただきます。提案した再生可能エネルギー電気の割合の確認は、特定電源割当証明書その他本市が求める資料により行います。なお、総合評価落札方式の対象案件においては、提案内容の履行確認のため、追加の資料提出を求める場合があります。

（総合評価落札方式全般に関する事項）

質問26　総合評価落札方式とはどのような制度ですか。

回答26　総合評価落札方式とは、入札価格だけでなく、提案書に基づく再生可能エネルギー電力の供給内容、事業者の環境配慮の取組及び地域貢献に関する取組等を総合的に評価し、落札者を決定する方式です。価格のみで落札者を決定するものではありません。

（提案書の作成及び評価に関する事項）

質問27　調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合はどの時点の値を記載すればよいですか。

回答27　契約期間中に本市へ供給することを予定している電力について、提案時点における計画値を記載してください。なお、契約締結後は提案した内容を履行する必要があります。

質問28　提案書に記載する数値を証明する資料は必要ですか。

回答28　評価項目によっては証明資料の提出が必要です。事業者全体の二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギー導入状況及び未利用エネルギー活用状況については、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」等により確認します。各評価項目の証明資料の要否は、落札者決定基準を確認してください。

質問29　提案書に記載する再生可能エネルギー比率は、年間平均値でよいですか。

回答29　問題ありません。契約期間全体を通じた供給計画に基づく平均的な割合を記載してください。契約期間中の一時点のみの実績値ではなく、契約期間全体における再生可能エネルギー電気の供給計画に基づき評価します。

質問30　総合評価において評価対象となる再生可能エネルギー電気は、非化石証書を活用した実質再エネも含まれますか。

回答30　含まれます。

質問31　評価項目のうち、一部の項目のみ提案することは可能ですか。

回答31　可能です。ただし、提案又は証明資料の提出がない評価項目については、当該評価項目の評価点は付与されません。

質問32　再生可能エネルギー比率100％で提案した場合、追加性のある再生可能エネルギー比率も100％である必要がありますか。

回答32　必要ありません。追加性のある再生可能エネルギー電気は再生可能エネルギー電気の一部として評価するため、追加性のある再生可能エネルギー電気の割合が再生可能エネルギー電気の割合を超えることはできません。

　例えば、再生可能エネルギー電気100％、追加性のある再生可能エネルギー電気80％として提案することは可能です。一方で、再生可能エネルギー電気80％、追加性のある再生可能エネルギー電気100％のように、追加性のある再生可能エネルギー電気の割合が再生可能エネルギー電気の割合を上回る提案はできません。

　なお、再生可能エネルギー電気の割合と追加性のある再生可能エネルギー電気の割合は、それぞれ独立した評価項目です。

質問33　提案書には証明資料を添付することとされていますが、複数の評価項目を1つの資料で証明することは可能ですか。

回答33　可能です。ただし、各評価項目について確認ができる内容であることが必要です。どの評価項目に該当するかわかるように工夫してください。

なお、本市が確認できない場合は追加資料の提出を求めることがあります。

質問34　提案書の評価項目に関する証明資料は写しでもよいですか。

回答34　差し支えありません。ただし、本市が必要と認める場合は、原本又は原本確認が可能な資料の提示を求めることがあります。

質問35　入札参加時点で供給電源が確定していない場合でも提案は可能ですか。

回答35　可能です。ただし、提案書には契約期間中に履行可能な計画値を記載してください。また、契約締結後は当該提案内容を履行する必要があります。

質問36　提案書の内容は情報公開請求の対象となりますか。

回答36　提案書は本市が取得した公文書となるため、京都市情報公開条例に基づく公開請求の対象となります。ただし、条例に基づき非公開情報に該当する部分については公開されません。

質問37　提案書に記載する内容について、本市へ事前相談を行うことはできますか。

回答37　公平性の観点から、提案内容の妥当性、評価区分への該当性又は評価点に関する個別相談には応じません。

なお、落札者決定基準、仕様書その他入札関係書類に関する質問については、入札公告に定める方法により質問してください。

（提案内容の変更及び履行確認に関する事項）

質問38　提案書に記載した内容について、契約期間中に実績が提案値を上回った場合は評価の見直しがありますか。

回答38　ありません。評価は提案書の内容に基づき入札時に行います。契約締結後に実績が提案値を上回った場合であっても、評価点の追加又は契約条件の変更は行いません。

質問39　提案書に記載した内容は契約締結後に変更できますか。

回答39　契約締結後は、落札者決定の際に評価を受けた提案内容を履行していただく必要があります。受注者の都合により提案内容を任意に変更することはできません。やむを得ない事情がある場合は、本市と協議のうえ対応することとなります。

質問40　提案書提出後に記載内容の修正はできますか。

回答40　提案書提出後の内容変更は認めません。ただし、落札者決定基準に定める軽微な誤記又は記載漏れに該当し、本市が確認可能である場合は、この限りではありません。

質問41　提案書提出後に再生可能エネルギー比率又は追加性のある再生可能エネルギー比率を変更することはできますか。

回答41　提案書提出後の提案内容の変更は認めません。ただし、本市が認める軽微な誤記又は記載漏れに該当する場合を除きます。

質問42　提案書の内容について、本市から確認や追加資料の提出を求められることはありますか。

回答42　提案内容の確認のため、本市が必要と認める場合は追加資料の提出又は説明を求めることがあります。

質問43　提案書の提出期限後、本市から評価項目に関する補足説明を求められた場合、新たな提案を行うことはできますか。

回答43 できません。本市が行う確認は、提出済みの提案内容の確認を目的とするものであり、新たな提案又は提案内容の変更は認めません。

質問44　提案書の内容について、本市からヒアリングを受けることはありますか。

回答44　原則として提案書及び証明資料により評価します。ただし、本市が必要と認める場合は、電話、電子メールその他の方法により内容確認を行うことがあります。

質問45　提案内容の履行確認はどのような方法で行いますか。

回答45　提案内容の履行確認は、請求時又は本市が指定する時期に提出される資料や、契約期間終了後の実績報告等により行います。必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

質問46　落札後に提案内容の履行が困難となることが判明した場合はどうすればよいですか。

回答46　速やかに本市へ報告してください。

なお、報告により提案内容の変更又は不履行が認められるものではありません。提案内容を履行しなかった場合は、契約書及び特約事項に基づき必要な措置を講じることがあります。

（提案内容の不履行及び違約金に関する事項）

質問47　提案内容を履行できなかった場合はどうなりますか。

回答47　提案内容が履行されていないと認められる場合は、本市から是正を求めることがあります。また、是正されない場合や契約期間終了後の確認において提案内容を満たしていないことが判明した場合は、契約書及び特約事項に基づき違約金を請求することがあります。

質問48　提案内容のうち一部の項目のみ達成できなかった場合はどうなりますか。

回答48　一部の項目のみが未達成であった場合であっても、契約期間終了後に実績値に基づき評価点を算出し、提案時の評価点との差異に応じて契約書及び特約事項に定める違約金を請求することがあります。

質問49　提案内容の履行に必要な費用が契約期間中に増加した場合、本市へ追加費用を請求できますか。

回答49　提案内容の履行に要する費用は受注者の負担とし、本市に対して追加費用を請求することはできません。

質問50　契約期間終了後、提案内容に係る実績報告書の提出期限はいつですか。

回答50　提出時期は本市が別途指定します。なお、実績確認に必要な資料については契約期間中又は契約期間終了後に提出を求めることがあります。